

1 本計画について

(1)位置づけ・計画期間

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき市区町村が一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理の中長期的な方向性を定める計画であり、第四次計画として策定している。

計画期間は、板橋区基本計画2025、板橋区環境基本計画2025との整合を図り、平成30(2018)年度から令和7(2025)年度までの8年間としている

(2)基本理念・達成目標

基本理念:人と環境が共生する循環型都市
「エコポリス板橋」の実現
達成目標:循環型経済社会の実現、循環型廃棄物処理システムの構築

(3)主な施策

ごみ処理基本計画

- ①情報発信・普及啓発計画:「板橋かたつむり運動」の展開、情報発信媒体の充実
- ②発生抑制計画:生ごみ減量・資源化の促進、リサイクルプラザを拠点とした活動の継続
- ③再生利用促進計画:トレイ・ボトル類・古紙類の分別回収、不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収
- ④収集運搬計画:水銀含有廃棄物の回収ルートの確立、事業系ごみの減量・資源化、適正排出指導
- ⑤適正処理・処分計画:災害時の対応

生活排水処理基本計画

浄化槽の適正管理、し尿の適正な収集運搬・処分

2 令和5年度の総括

区民一人当たり一日のごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に増加したが令和3年度以降再び減少に転じている。令和5年度は令和4年度の減少率より大きく減少し、目標値である598gを達成することができたため評価は「順調」となったものの、リサイクル率は「漸進」となった。今後は、令和6年度4月から区内全域に拡大したプラスチック再資源化事業等の資源循環施策を推進し、さらなるごみの減量とリサイクル率の向上を図っていく。

指標	目標値:令和7年度	実績値:令和5年度	評価標語
指標1 区民1人1日あたりの 資源・ごみ量	598g/人日 (平成27年度より13.2%減)	598g/人日 (平成27年度より13.2%減)	順調
指標2 リサイクル率	28% (平成27年度より6.5ポイント増)	21.8% (平成27年度より0.3ポイント増)	漸進

3 主な施策の実施状況(令和5年度)

(1)ごみ処理基本計画

①情報発信・普及啓発計画

●「板橋かたつむり運動」の展開

3R推進月間に広報いたばし特集記事(令和5年9月9日号)により啓発を行った。また、区民まつり等のイベントにおいて情報発信を行った。「かたつむりのおやくそく」の標語を活用し、区内保育園・幼稚園、区立小学校、区民を対象とした出前講座を実施した。

●情報発信媒体の充実

令和5年度から板橋区公式LINEにて、資源とごみの分け方・出し方や収集日などの情報発信を行った。また、資源循環推進課公式インスタグラムを開設し、ごみの出し方の動画を発信するなどの啓発活動を行った。

④収集運搬計画

●水銀含有廃棄物の回収ルートの確立

体温計等水銀含有廃棄物について、不燃ごみ資源化全量実施の中で民間資源化施設へ搬入後、水銀リサイクル業者への引き渡しにより適正に回収した。

●事業系ごみの減量・資源化・適正排出指導

板橋東・西清掃事務所において、集積所でのふれあい指導を実施した。

②発生抑制計画

●ごみ減量・資源化の促進

家庭における食品ロスを減らすために、区内23か所においてフードドライブの窓口を常設しているほか、区民向けに「生ごみからたい肥づくり講習会」や「食品ロス対策講座」を実施した。また、飲食店等における食品ロスを減らすため「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」や令和5年度からフードシェアリングサービス「いたばし×タバスケ」を実施した。

●リサイクルプラザを拠点とした活動の継続

不用となった衣類、雑貨、家具等の引き取り、展示、販売を引き続き実施した。令和2年度より廃棄物発生抑制に関する啓発講座「ゼロウェイストプロジェクト」(連続講座)と3R啓発に寄与する「金継」「裂き織り」の講座を実施した。

⑤適正処理・処分計画

●災害時の対応

令和3年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。令和5年度は、区とアークラズ株式会社ビバホーム板橋前野店が、「災害時における資機材及び日用品等の供給に関する協定書」を再締結し、荒川氾濫時の清掃車両の退避場所としてビバホーム板橋前野店の駐車場の一部を活用する旨等が追加された。

③再生利用促進計画

●古紙類の分別回収の徹底

雑がみの回収量増に向け、区内イベントにおいて古紙類の分別に関するクイズ等を実施し、幅広い世代への周知を行った。

●不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収

不燃ごみ資源化については、平成29年度に区内全域実施とし、令和元年度から、100%の資源化を達成した。

●プラスチックの再資源化

令和3年度から区実施計画事業に位置付け、令和5年度は、令和6年4月の事業実施に向け収集運搬・中間処理・再資源化等について体制を整えた。また、住民説明会の開催や、「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」の全戸配付を行う等、区民に広く周知を行った。

(2)生活排水処理基本計画

●浄化槽の適正管理

浄化槽管理者に対し、収集運搬補助金事業を実施するとともに清掃指導を実施した。

●し尿の適正な収集運搬・処分

板橋東清掃事務所において、板橋区、豊島区、北区の家庭系し尿の収集運搬を実施し、汲み取り世帯の減少に応じた効率的収集を行った。